休業協定書

　　　　　　　　　　と　　　　　　　　　　　　　　とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

記

１　休業の時期

　　休業は、令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日までの間において、これらの日を含め、日間（休業　日間、短時間休業　日間）実施する。

　　短時間休業の場合、一所定労働日当たりの休業時間は、　時間とする。

２　休業及び短時間休業の対象者

（１）　　　　　　　　　を対象とする。

（２）休業日の休業人数は概ね　　人とする。

（３）

３　休業時間（短時間休業）

　　　　時　　分　～　　　時　　分

　（所定労働時間　　　時　　分　～　　　時　　分）

４　休業手当の支払い基準

　　休業日に、次の基準により算定した額の手当を支払うものとする。

　　（１）１日当たりの額の算定方法

　　　　イ、月ごとに支払う賃金

　　　　ロ、日ごとに支払う賃金

　　　　ハ、時間ごとに支払う賃金

　　（２）短時間休業を行った場合の１時間当たりの額の算定方法

　　　　イ、月ごとに支払う賃金

　　　　ロ、日ごとに支払う賃金

　　　　ハ、時間ごとに支払う賃金

　　（３）対象となる賃金は、

５　雑則

　この協定は令和　　年　　月　　日に発効し、令和　　年　　月　　日に失効する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印